第 2280 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 4月 23日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

# ♤ 自社株評価減の要件が緩和されました

**Q**：今年の相続税の改正で、自社株の評価減と小規模宅地の特例とが併用できるようになったとのことですが、その他にも見直された点はありますか。

**A**：時価総額の上限が引き上げられるなど、要件が緩和されて利用しやすくなりました。

【解説】

このたびの改正によって、自社株の評価減（特定事業用資産の課税の特例制度）の仕組みは次のようになりました。

(1) 適用を受けるための要件は？

① その会社の発行済株式の総額（相続税評価額）が２０億円［改正前は１０億円］未満であること。

② 被相続人が亡くなった時点で、被相続人とその親族［改正前は生計を一にする親族］が発行済株式の２分の１超を所有していること。

③ 適用を受ける相続人等が、その株式を申告期限まで引き続き所有し、かつ、役員としてその会社の経営に従事していること。

(2) 減額の対象となる金額は？

① 発行済株式の３分の２［改正前は３分の１］までの部分で、金額（相続税評価額）が３億円までの部分。

② 小規模宅地の特例を受ける場合は、①のうち、小規模宅地の特例を適用上限まで使いきっていない場合の、その使いきっていない割合に応じる部分。

(3) 減額割合は？

１０％